

(別表)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額 (上限回数)
1. 展示会・見本市出展 支援事業	・ 旅費 ・ 送料、運搬費 ・ 施設使用料 ・ 広告費	補助率 1/2 以内	補助上限額 100 千円/回 (3 回/事業者)
2. 販路開拓専門家招聘 支援事業	・ 専門家謝金 ・ 専門家旅費	補助率 1/2 以内	補助上限額 100 千円/回 (2 回/事業者)

要件は以下のとおりとする。

(展示会・見本市)

- ・ 島根県の伝統工芸品の認知度向上及び販路拡大に資すること。
- ・ 島根県内外で開催される卸売業者又は小売事業者との商談を伴う展示会・見本市であること。
- ・ 事業者自身が展示会・見本市の会場において出品する作品の説明・紹介等を行うこと。
- ・ 国・市町村からの他の補助金の支給がある場合は、その支給額を差し引いた金額を補助対象経費とする。
- ・ 販売手数料は本補助金の対象としない。

(販路開拓専門家招聘)

- ・ 島根県の伝統工芸品の魅力向上又は認知度向上若しくは販路拡大に資する専門家の招聘であること。

(例) デザイナー等による新商品・意匠の開発・商品の PR

コンサルタント・営業代行等による販路拡大

マーケットリサーチャー等による市場調査 など